

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第五十六号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

(標識の寸法)

第三条 法第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに省令第三十七条第二項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 指定猟法禁止区域 省令様式第四に定める標識の寸法
- 二 鳥獣保護区 省令様式第八に定める標識の寸法
- 三 特別保護地区 省令様式第九に定める標識の寸法
- 四 特別保護指定区域 省令様式第十に定める標識の寸法
- 五 休猟区 省令様式第十一に定める標識の寸法
- 六 特定猟具使用禁止区域 省令様式第十三に定める標識の寸法
- 七 特定猟具使用制限区域 省令様式第十四に定める標識の寸法

(手数料の徴収)

第四条 別表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の下欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第五条 知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第六条 既納の手数料は、還付しない。ただし、申請者の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。

(過料)

第七条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)(以下の過料を科する。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- (佐賀県手数料条例の一部改正)
- 2 佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二百十三号から第二百十八号までを次のように改める。

二百十三から二百十八 まで 削除			
---------------------	--	--	--

別表(第四条関係)

納付義務者	名 称	手 数 料		納付時期
		額		
一 法第四十一条の規定に基づく狩猟免許を申請する者	狩猟免許申請手数料	イ 法第四十九条各号に掲げる者 三千九百円 ロ イに掲げる者以外の者 五千二百円		免許申請のとき
二 法第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付を受けようとする者	狩猟免許状再交付手数料	千円		再交付申請のとき
三 法第五十一条第一項	狩猟免許更新	二千八百円		更新申請のとき

<p>の規定に基づく狩猟免許の更新を申請する者</p>	<p>申請手数料</p>		<p>き</p>
<p>四 法第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録を受けようとする者</p>	<p>狩猟者登録手数料</p>	<p>千八百円</p>	<p>登録申請のとき</p>
<p>五 法第六十一条第一項の規定に基づく狩猟者の変更登録を受けようとする者</p>	<p>狩猟者変更登録手数料</p>	<p>千六百元</p>	<p>変更登録申請のとき</p>
<p>六 法第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>狩猟者登録証再交付手数料</p>	<p>千百円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>七 法第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者記章の再交付を受けようとする者</p>	<p>狩猟者記章再交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>再交付申請のとき</p>

附則第二項（佐賀県手数料条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
事務	納付	手数料	納付	事務	納付	手数料	納付
	義務者				名称		
		額	額			額	額
		時期	時期			時期	時期
一〇二〇二二略				一〇二〇二二略			
二百十三から 二百十八まで 削除				二百十三鳥 獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律（平 成十四年法律第 八十八号）第四 十一条の規定に 基づく狩猟免許 の申請に対する 審査	狩猟免許を申請する者 狩猟免許申請手数料 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律第九 十九条各号に掲 げる者 三千九 百円 ロ イに掲げる者 以外の者 五千 二百円	狩猟免許申請のとき	狩猟免許申請のとき
				二百十四鳥 獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律第四 十六条第二項の 規定に基づく狩 猟免許の再交付 の申請に対する 審査	狩猟免許の再交付手数料 狩猟免許申請手数料	二千八百円	更新申請のとき
				二百十五鳥 獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律第五 十一条第一項の 規定に基づく狩 猟免許の更新の 申請に対する審 査	狩猟免許更新申請手数料	二千八百円	更新申請のとき
				二百十六鳥 獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律第五 十五条第一項の 規定に基づく狩 猟者の登録	狩猟者登録手数料	千八百円	登録申請のとき
				二百十六の二 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律第六 十一条の規定に 基づく狩猟者の 登録の変更	狩猟者登録手数料 狩猟者登録手数料	千六百円	変更登録申請のとき

備考略					改 正 後
備考略	二百十八の二丁四百九十四略	更登録	二百十七鳥	二百十八鳥	改 正 前
		狩猟者の登録証の再交付	狩猟者の登録証の再交付を受けようとする者	狩猟者の登録証の再交付を受けようとする者	
		狩猟者	狩猟者	狩猟者	
		千円	千円	千円	
		再交付の申請のとき	再交付の申請のとき	再交付の申請のとき	